

応募規約

「未来の超人類 パラリンアート Innovation AWARD 2022」に作品を応募するにあたり、応募者は次に掲げる規定の順守を承諾したものとします。

第1条【規約の適応範囲】

本規約は、一般社団法人 障がい者自立推進機構パラリンアート運営事務局（以下、「主催者」という。）が開催する「未来の超人類 パラリンアート Innovation AWARD 2022」（以下、「本アートコンテスト」という。）の応募者と主催者における全ての事項に適用されるものとします。

第2条【応募資格】

本アートコンペに応募できるのは、以下に該当する方です。

障がいのある方。（

1. パラリンアートへ作者登録されている方
2. パラリンアートへの作者登録が可能な障がい者の方
3. 応募規約をご確認の上ご了承いただいた方。

いずれも年齢及びアーティストとしての経験に制限はございません。

第3条【知的財産権】

1. 応募作品は、応募者ご自身が作成し、かつ権利を所有しているオリジナルの作品でなければなりません。

2. 応募作品は、知的財産権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものであってはなりません。

3. 応募作品が入選した場合、採用された応募者については、応募作品の利用を独占的に許諾するものとし、応募者以外の第三者に対し、著作物を利用することを許諾してはならないものとする。また、応募者に利用許諾の問い合わせがあった場合、主催者に報告を行い、応募者と主催者による協議のもと対応を行うものとします。

4. 著作者は応募作品に関する著作者人格権を行使しないものとします。

5. 著作者は、応募作品が商品化を伴う場合、別途定める利用目的ならびに内容、利用期間の範囲内で主催者の排他的な利用を許諾するものとします。

6. 応募者は、主催者が第三者に対し応募作品の利用について再許諾することを承諾しません。

7. 応募者は、主催者又は主催者から再許諾を得た者が本著作物に関するビジネスを行っている場合には、期間延長の申し出に応ずるものとする。

8. 応募者は、主催者が、本アートコンペの全応募作品（採用された作品に限られません）や応募者のコメントなどを広告宣伝目的および本アートコンペのプロモーション目的で、Web サイトや紙媒体等で、無償で利用することに同意し、当該利用に関し著作権者人格権を行使しないものとします。また、その際は、お名前(ペンネーム可)やお住まいのお住まい都道府県名を記載する場合があります。

9. 応募作品が、第三者の知的財産権を侵害するものとして警告、請求、または訴訟の提起を受けたときは、それを応募した応募者自らが解決するものとし、主催者は、それに関する一切の責任を負わないものとします。万一、主催者が損害を被った場合には、応募者が当該損害を賠償するものとします。

第4条【守秘義務】

応募者は、本アートコンペに参加するにあたり、主催者から開示を受け、または知りえた情報、資料などに対して、第三者に開示または漏えいを禁止する旨の指示があった場合は、それに従わなければなりません。ただし、次に該当する事項に関しては、その限りではありません。

- ・既に公知であるもの、もしくは公知になったもの
- ・主催者から情報を得る前に、既に自らが情報を知得していたもので、その事実を立証できるもの
- ・正当な権限を有する第三者からの合法的な手段によるもの

第5条【デザイン変更】

1. 主催者は、必要に応じ応募者に、本アートコンペで受賞した応募作品のデザイン変更を求めることができるものとします。

2. 主催者は主催者が運営・発行する Web サイトや紙媒体上での応募作品の使用や印刷に際し、応募作品を適切な範囲で編集することができるものとし、応募者はこれに同意したものとします。

第6条【免責事項】

1. 主催者は、主催者が不適当とした応募作品について、応募者の承諾を受けることなく入選の取り消しができるものとします。また、応募作品が削除されたことにより応募者が被った損害について、主催者は一切の責任を負わないものとします。

※不適当とは、第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、個人を特定できる情報、その他不適切であると主催者が判断するものをいいます。

す。

2. 応募者から送信された情報の漏えい等に関して、主催者に帰責事由のない場合に生じた応募者の損害について、主催者は一切その責任を負いません。

3. 主催者は、応募者により投稿・掲載された情報の内容について、いかなる保証も行いません。

第7条【承諾事項】

1. 応募作品の提出データ等は返却いたしません。(電磁的データ含む)

2. 応募者は応募作品が本アートコンペの受賞作品として採用された場合、提出した作品の原画(電磁的データ含む)を主催者へ譲渡するものとし、主催者はこれを返却いたしません。

3. 応募作品は、これまで商業的に使用されていないもので、本アートコンペで受賞した場合、応募者は主催者の事前の承諾なく使用することは一切できません。

4. 応募者の本アートコンペへの参加が、第三者に対する債務不履行等に該当し、損害を与えた場合、応募者の費用と責任をもって解決し、主催者に損害を与えないものとします。

5. 主催者は、やむを得ない事情が発生した場合等は、本アートコンペを中止したり、内容変更したり、延期することができるものとします。

第8条【個人情報の扱い】

応募者の個人情報については、本アートコンペの適切な運営を行うためのみに使用するものとします。主催者は無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に開示・提供したりすることはありません。

第9条【準拠法等】

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および本アートコンペに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条【その他】

1. 上記以外の各事項に関して疑義等が生じた場合は、関連当事者との協議に基づき、最終的には主催者の判断により決定するものとします。